

○大和市寄附条例施行規則

平成19年3月30日規則第32号

改正

令和2年12月25日規則第56号

令和8年3月30日規則第15号

大和市寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の受入れ等)

第2条 寄附は、寄附申込書により受け付けるものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄附の受入れを拒否し、又は收受した寄附を返還することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に認める場合

3 市長は、前項の規定による拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しておくなければならない。

(寄附台帳の作成)

第3条 市長は、寄附の適正な管理を図るため、寄附台帳を作成するものとする。

(公表の時期等)

第4条 市長は、毎年9月末日までに、前年度の寄附の運用状況並びに寄附者の氏名及び寄附の内容について、広報やまとに掲載し、又はインターネットを利用する方法で公表するものとする。ただし、氏名については、当該寄附者に対し別に定めるところにより返礼品を贈呈する場合又は寄附者が匿名を希望する場合は、この限りでない。

(適用除外の寄附)

第5条 条例第5条に規定する条例の適用を除外する寄附は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為に起因する寄附

- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に掲げる建築に起因する寄附
- (3) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第20条第1項の規定による児童手当に係る寄附
- (4) 前3号に定めるもののほか、条例を適用しないものとして、市長が特に認める寄附（様式）

第6条 この規則で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

（その他）

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、平成19年度前に収受した寄附については、適用しないものとする。

附 則（令和2年大和市規則第56号）

この規則は、令和3年1月8日から施行する。

附 則（令和8年大和市規則第15号）※本規則は令和8年4月1日施行

この規則中、第1条、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から、第3条の規定は令和8年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	寄附申込書	第2条
第2号様式	寄附台帳	第3条